

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、下記の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域※1
栃木県	矢板市都市計画道路事業3・4・8号片岡西通り	栃木県矢板市片岡字横町、字上赤田、字通岡、字松明及び字大谷津並びに石関字弥治良久保 地内

2 土地建物等の有償譲渡について

(1) 平成15年1月27日から事業地内の土地建物等を有償で譲渡しようとする者は次の事項を施行者に届け出なければなりません。

※1 栃木県矢板市片岡字上赤田及び字松明 地内は 令和元年8月22日から
イ 当該土地建物

ロ その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)

ハ 当該土地建物を譲渡しようとする相手方

ニ その他の事項

【届出書の提出先： 栃木県矢板土木事務所】

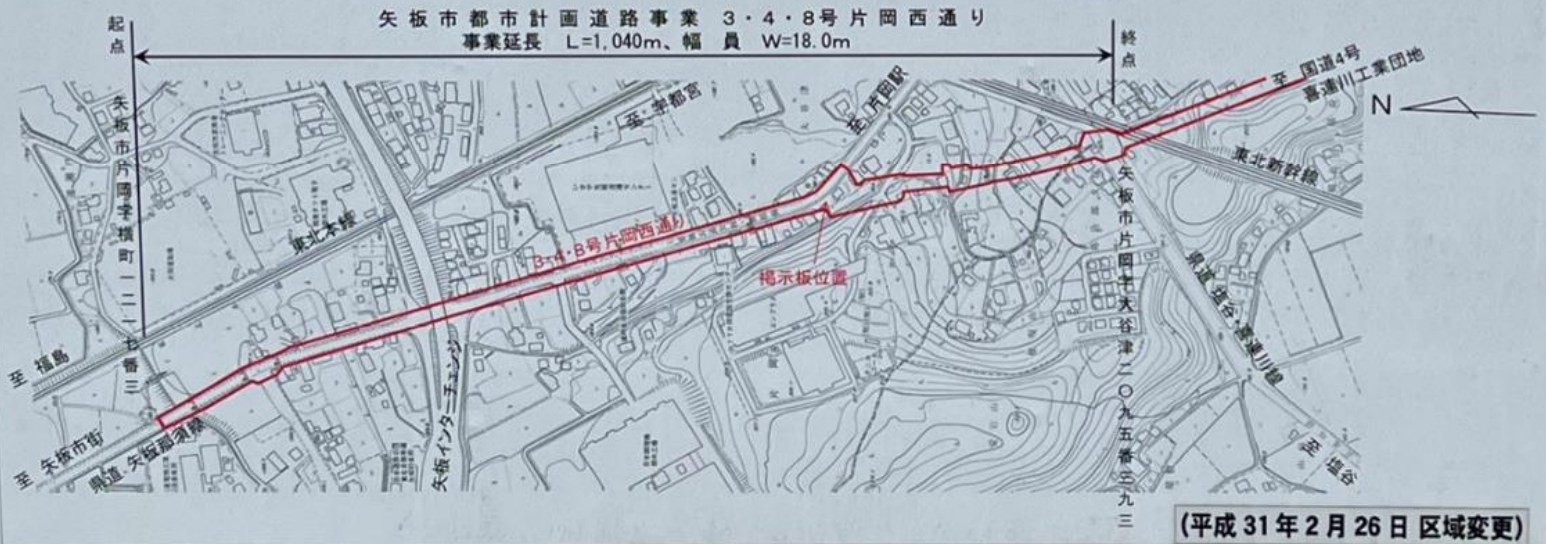
(2) (1)の届出書の提出した後30日以内に、施行者から届出に係る土地建物等を買取る旨の通知があった時はその土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。

(3) この届出をした者は、届出があった後30日以内は、当該土地建物等を譲渡し出来ません。

(4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

平成15年1月27日
栃木県知事
令和元年8月22日
栃木県知事

矢板市都市計画道路事業 3・4・8号片岡西通り
事業延長 L=1,040m、幅員 W=18.0m



【お問い合わせ先】
栃木県矢板土木事務所

〒329-2163
矢板市鹿島町20-11
電話 0287-44-2185